

西条市農業委員会 平成29年度第8回総会 議事録

1. 日 時 平成29年11月6日(月) 午後2時00分から午後2時40分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.83%
推進委員 出席者 24名 欠席者 6名 出席率 80.00%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	11番	渡邊 敏昭				
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	20番	佐伯 祐介
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	21番	玉井 明
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	22番	戸田 博明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	23番	真鍋 美鈴
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	24番	高橋 忠親
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一		
	7番	西原 昇	17番	青野 武		
	9番	長谷川 孝師	19番	玉井 一男		

○欠席者氏名

18番 佐伯 賢造

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	12番	森田 忠茂	27番	玉井 隆志
	3番	一色 達夫	14番	稲井 重弘	28番	桑原 俊樹
	4番	高橋 豊重	15番	武田 義臣	29番	曾我 敏数
	5番	伊藤 正夫	16番	瀬良 隆彦	30番	今井 文雄
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明		
	7番	日野 哲也	18番	四之宮 明		
	8番	宮武 恭宏	21番	高橋 寿夫		
	9番	岡本 省三	23番	永井 正幸		
	10番	安藤 英利	24番	石川 清幸		
	11番	栗田 房信	26番	越智 勝邦		

○欠席者氏名

2番 石橋 和歓 13番 一色 和成 19番 真鍋 幸正 20番 高橋 正

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明の承認について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
 - 議案第5号 農業転用事業計画変更に対する意見の決定について
 - 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
 - 議案第7号 農用利用配分計画（案）に対する意見の決定について
 - 議案第8号 農地バンク事業実施要綱の決定について
- 報告事項 報告承認案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功 東予分室長 谷本 仁志
事務局次長 渡邊 賢一郎
事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

事務局	それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第8回総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【 会長挨拶 】
	【 議長選出 】
事務局	それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により会長が行うこととなっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。
	【 会長、議長席に着く 】
議 長	ただ今から、平成29年度 第8回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	議事録署名人及び書記の指名

議長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。
一色 司 委員、渡邊敏昭 委員の両委員にお願いいたします。
なお、欠席届出が、18番 佐伯賢造 委員から、
また、推進委員から、2番 石橋和敏 委員、13番 一色和成
委員、19番 眞鍋幸正 委員、20番 高橋 正 委員、22番
佐伯美一 委員、25番 渡部 靖 委員から出ておりますので、
ご報告いたします。

ただいまの出席委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の井上、越 智の両君にお願いいたします。
それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

まず、27号、28号及び29号について、審議いたします。
当3件については、〇〇 最適化推進委員は、譲受人にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇 委員 退場)

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の渡邊です。よろしく申し上げます。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4ページをお願いいたします。
27号は、〇〇 氏が、経営規模拡大のため〇〇 氏から、賃借権の移転を受けようとする申請でございます。
28号及び29号は、〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇 氏及び、〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。
以上3件、ご審議よろしくをお願いいたします。

以上3件であります。いかがいたしましょうか。

議長 ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員	27、28、28号 問題ありません。
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、3件を、原案どおり許可することといたします。</p> <p>以上で ○○に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。○○ 委員、お入りください。</p> <p>(○○ 委員 入場・着席)</p> <p>審議を再開します。</p> <p>次に、議案書5ページ、35号について、審議いたします。</p> <p>当案件について、○○ 委員は、譲受人にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。</p> <p>(○○ 委員 退場)</p> <p>議案内容について、事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>5ページをお願いいたします。</p> <p>35号は、○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○ 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上1件ではありますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
地区委員	35号 問題ありません。
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件を、原案どおり許可することといたします。</p> <p>以上で ○○ 委員に関する案件は終了しましたので、入室を認</p>

めます。〇〇 委員、お入りください。

(〇〇 委員 入場・着席)

審議を再開します。

議案書4ページ、農地法第3条の許可申請、その他、12件について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

4ページをお願いいたします。

30号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

31号は、〇〇氏が、次男である〇〇氏へ、贈与しようとする申請でございます。

32号は、〇〇勲氏が、長男である〇〇氏へ、贈与しようとする申請でございます。

33号は、〇〇氏が、〇〇氏から小作地解放を受けようとする申請でございます。

34号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

36号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

37号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、賃借権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、〇〇氏は、本件農地 〇〇㎡のうち、残りの〇〇㎡の慣行小作権を、既に有しており、この許可を受けますと、本件農地、全ての慣行小作権を得ることとなります。

38号は、〇〇氏が、〇〇氏から、37号の農地の、贈与を受けようとする申請でございます。

ページを飛んでいただき、議案書80ページ、91号をお願いいたします。

先ほど申しました、〇〇氏が贈与を受ける対価として、〇〇番〇、面積〇〇㎡の、慣行小作権の解約を行うことにより、慣行小作権と所有権を交換するものであります。

6ページにお戻りください。

39号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

40号は、〇〇氏が、その世帯の所有地に隣接している、〇〇氏 所有の農地の所有権移転を受けようとする申請でございます。

41号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所

事務局	<p>有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>42号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。</p> <p>以上12件、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上、12件提案いたしますので、よろしくご審議お願ひいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願ひします。</p>
地区委員	<p>30、31、32号 問題ありません。</p> <p>33号 問題ありません。</p> <p>34号 問題ありません。</p> <p>36、37、38号 問題ありません。</p> <p>39号 問題ありません。</p> <p>40号 問題ありません。</p> <p>41号 問題ありません。</p> <p>42号 問題ありません。</p>
議長	<p>他に、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上12件を原案どおり許可することといたします。</p>
<p>買受適格 証明関係</p>	
<p>次に、8ページ、議案第2号、農地法第3条第1項を目的とする買受適格証明願を議題といたします。</p> <p>まず、4号及び5号について、審議いたします。</p> <p>当2件について、〇〇委員は、公売の入札予定者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願ひます。</p>	
<p>(〇〇委員 退場)</p>	
<p>議案内容について、事務局から説明いたします。</p>	
事務局	<p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>9ページをお願ひいたします。</p>

事務局 4号及び5号は、〇〇 氏及び、〇〇会社が、同一農地の公売に参加するため、買受適格証明書の交付を申請するものでございます。
なお、〇〇会社が、農地所有適格法人であることは、事務局が確認しております。
以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上 2 件であります。いかがいたしましょうか。
ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 4、5号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、2件を、原案どおり承認することとし、証明書を交付いたします。
以上で 〇〇 委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇 委員、お入りください。

(〇〇 委員 入場・着席)

審議を再開します。
議案書9ページ、引き続き、農地法第3条第1項を目的とする買受適格証明願、2号及び3号を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 2号は、〇〇 氏が、公売参加のため、買受適格証明書の交付を申請するものであります。
〇〇 氏が当地の慣行小作権を有しており、小作地解放が目的の公売参加となっております。
3号は、〇〇 氏が、公売参加のため、買受適格証明書の交付を申請するものでございます。

以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上、2件であります。いかがいたしましょうか。
ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 2号 問題ありません。
3号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、2件を、原案どおり承認することとし、証明書を交付いたします。

農地法第4条関係

次に、10ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。
11ページをお願いいたします。
18号は、〇〇氏が、車庫を建設しようとする申請でございます。申請地には、既に車庫が建設されており、その是正案件でございます。
19号は、〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。申請地は、既に宅地化されており、その是正案件でございます。
なお、2件とも、申請者に始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。
以上2件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上、2件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 18号 問題ありません。
19号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法 第5条 関係

次に、12ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定 を議題といたします。

まず、108号について、審議いたします。

〇〇 推進委員は、本件譲渡人の同居の親族にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇 推進委員退場)

それでは、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それではご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

108号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上 1 件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 108号 問題ありません。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。以上で〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇 推進委員、お入りください。

(〇〇 推進委員 入場・着席)

審議を再開します。

議 長 その他、9件の許可申請について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。

 105号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、事務所兼作業所を建設しようとする申請でございます。申請地は、既に事務所兼作業所が建設されており、その是正案件でございます。

 106号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。申請地は、既に農業用倉庫が建設されており、その是正案件でございます。

 107号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、宅地拡張を行おうとする申請でございます。

 109号は、〇〇会社が、〇〇氏外〇名から、所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。

 110号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、宅地拡張を行おうとする申請でございます。申請地は既に宅地化されており、その是正案件でございます。

 111号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け自己住宅を建設しようとする申請でございます。

 112号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け自己住宅を建設しようとする申請でございます。

 113号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

 114号は、〇〇氏が、〇〇氏外〇名から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

 なお、是正案件であります、3件につきましては、申請者に始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。

 以上9件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上、9件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 105号 問題ありません。
106号 問題ありません。
107号 問題ありません。
109号 問題ありません。
110号 問題ありません。
111号 問題ありません。
112号 問題ありません。
113号 問題ありません。
114号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上9件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地転用事業計画変更に対する意見の決定について

次に、16ページ、議案第5号、農地転用事業計画変更に対する意見の決定について、〇〇推進委員は、すべての案件の譲渡人にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇推進委員退場)

それでは、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

ご審議いただく案件は、17ページ3号から27ページ13号までの11件となります。

全て、関連した案件ですので、一括してご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

本件は、〇〇会社が、〇〇氏 外〇名から、所有権移転を受け建売住宅〇棟を建設するものとして、昨年5月の部会にてご審議いただき、進達・許可された案件でございますが、転用事業者である〇〇会社が、土地の所有権を移転する際、〇〇会社への登記を省略し、転売者名で直接登記を行っていたため、その是正を目的とした申請でございます。

事務局	<p>転用目的、変更理由等、全件同様ですので、各号下段の、変更後の譲受人及び譲受面積のみの説明とさせていただきます。</p> <p>3号は、〇〇氏 〇〇㎡、4号は、〇〇氏 〇〇㎡</p> <p>5号は、〇〇氏 外〇名 〇〇㎡、6号は、〇〇氏 〇〇㎡</p> <p>7号は、〇〇氏 〇〇㎡、8号は、〇〇氏 〇〇㎡</p> <p>9号は、〇〇 外〇名 〇〇㎡、10号は、〇〇氏 〇〇㎡</p> <p>11号は、〇〇氏 〇〇㎡、12号は、〇〇氏 〇〇㎡</p> <p>13号は、申請者である〇〇会社の是正後の面積変更でございます。変更後の面積は、〇〇㎡となります。</p> <p>なお、申請者には始末書を提出させた上今後このような事のないよう、指導をしております。</p> <p>以上11件、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上11件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。</p>
地区委員	<p>3号から13号 問題ありません。</p>
議長	<p>他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上11件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p>以上で、〇〇推進委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇推進委員、お入りください。</p> <p>(〇〇推進委員 入場・着席)</p>
議長	<p>農用地利用集積計画に対する意見の決定について</p> <p>次に28ページ、議案第6号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項</p>

事務局 の各要件は満たしております。
詳細につきましては、議案書をご覧ください、ご審議30ページから58ページとなっております。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、145件、面積は、47万8千698㎡となっております。
また、所有権の移転は、2件、面積は、3,512㎡となっております。
以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

次に59ページ、議案第7号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明をします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
61ページをお願いいたします。
〇〇組合が、中間管理機構から農地を借り受ける申請でございます。
件数は1件、面積は、664㎡でございます。
なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。
以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

農地バンク事業要綱（案）について

議 長 次に、62ページ、議案第8号、西条市農地バンク事業実施要綱の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

西条市農地バンク事業とは、農地を貸したい方、売りたい方を募り、それをホームページ等で公開し、営農目的で、農地を借りたい方、買いたい方へおつなぎするという事業です。

所有する農地の貸付け、売渡しを前提に農地バンクへの登録を希望される場合、農地登録申請書と登録カードを提出いただきます。

登録は、耕作可能であり、貸借、売買に支障のない農地に限りません。

申請があった場合、現地調査を行い、農業委員会が登録又は却下の通知をします。

農業委員会事務局において、農地バンク登録台帳及び登録農地経過記録を整備します。

農地バンクへの登録期限は3年間です。ただし再登録できます。

個人情報を除く、農地の情報を市ホームページ及び市内農業委員会で公開します。

農地を借りたい方、買いたい方から農業委員会へ利用の申込みがあった場合、農地バンク登録者に対し、この利用希望者の氏名、住所及び連絡先をお知らせします。同時に、利用希望者へ、農地バンク登録者の氏名、住所及び連絡先をお知らせします。

交渉は、当事者間で行っていただきます。

互いの合意が整えば、農業経営基盤強化促進法又は農地法に基づく権利移動の手続きを農業委員会に対し行っていただくこととなります。

農地バンク登録の農地を借りたい、買いたい方で利用の申込みをされる方は、農業経営基盤強化促進法または農地法により、農地を貸借、売買可能な営農目的の方に限ります。

農地バンク登録農地を、借りたい、買いたい方は、農地バンク利用申請書を作成し、農業委員会へ提出します。

この利用の登録期間も3年とします。

利用申請を農業委員会が受理し、登録者と利用者の要望が合えば、農地バンク登録者に対し、利用希望者の氏名、住所及び連絡先をお知らせします。同時に、利用希望者へ、農地バンク登録者の氏名、住所及び連絡先をお知らせします。

あらかじめ農地バンクの利用登録を行っていれば、当面、農地バンクに希望の農地が登録されてなくても、新たに、希望地域等の農地が登録されれば、農地バンク登録者の氏名、住所及び連絡先をお

事務局	<p>知らせします。ただし、他の利用希望者と競合する場合があります。</p> <p>以上のような事業内容ですが、今、説明申し上げた内容を、要綱及び様式にしております。</p> <p>よろしくご審議お願いします</p>
議 長	<p>以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。</p>
議員一同	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ありがとうございました。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、本事業要綱を、この12月に公告し、事業を開始いたします。</p> <p style="text-align: center;">報告承認案件</p> <p>次に、78ページ、報告承認案件について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>平成29年9月16日から、平成29年10月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を16件、農地法施行規則第29条第1号、農業用施設の届出を1件受理いたしました。以上、報告を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で、通知、届出等の報告を終わります。</p>
議 長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>無いようでございますので、以上で総会を閉じます。</p> <p>慎重審議、ありがとうございました。</p>

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による買受適格証明の承認について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認

議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地転用事業計画の変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	農地バンク事業実施要綱の決定について	原案承認

9. 閉会の日時

平成29年11月6日 午後2時40分